

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）  
「周産期医療の質と安全の向上のための研究（H23-医療-指定-008）」  
中央倫理委員会設置規定

（設置目的）

1. 厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「周産期医療の質と安全の向上のための研究（H23-医療-指定-008）」（以下本研究）中央倫理委員会（以下本委員会）は、本研究試験実施計画書 22.6 項に基づき設置し、本研究の倫理性を審査する。

（委員の構成）

2. 本委員会の委員は以下の構成員を最低限 1 名含むものとする。  
人文・社会科学面一般の立場、人文・社会科学面法律家、人文・社会科学面倫理学者、自然科学面医師。

（委員長の選任）

3. 本委員会の委員長は委員の互選により定める。

（審査対象）

4. 本研究全体についての倫理審査を行う。

（審査結果）

5. 審査結果は委員全員の同意を必要とする。結論に至らない場合には、再度審査を行う。

（議事録）

6. 本委員会の議事録を作成する。

（議事録の公開）

7. 本委員会の議事録は原則公開とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。